

協會員の一部希望者に對し、共濟部を設け、加入者の死亡其他の事故に對し、一定の金員を支拂ふ約定の下に設けたる施設にして、從來協會會計部員をして、事務を兼擔せしめ居り、一ヶ年加入者の拂込金約八千圓内外、共濟原因に對する支拂高、約五千圓以内取扱件數三百件内外なりし處、昭和七年度より新たなる事務擔當人員二名を雇入れ、協會會計部員兼擔事務を解きたる結果、右雇備人件費として昭和八年度に約金一千六百圓を支拂ひ、共濟部施設の根底に、重大なる損失を招來せるを願慮せざるは其の機構に一大缺陷を敢て作成するものなり。

尙右雇備の事務員と尾崎常務理事外幹部との間には、私的恩惠關係を存するに基因するものにして、協會幹部たる者の、共濟部施設の目的に反する取扱ひを爲せるものなり。況んや協會會計部員の人員整理の結果に基くものにあらざる點より觀て明白なり。

且又共濟部拂込金は支拂額少額の爲め逐年蓄積せられ、六萬餘圓の剩餘金を現出し

たるが爲め多く不正流用に充てられ、昭和八年度に於て金二千七百餘圓の立替拂の如き協會使用人其他に貸與し居れる事實あり、明らかに不正處分と云ふべし。

(三) 失業救濟寄附金(委託金)の不正處分

右寄附金は本會々員にして、海上其他就職せる者が本會々員の失業者の救濟を目的に、寄附せられたるものにして昭和八年度寄附金は約七千五百餘圓なり、而して前年度よりの繰越金其他昭和八年度に於ける全資金は一萬九千餘圓と計上せらる。右寄附金の處分に就いて内譯明細次の如し。

(イ) 本部各種救濟事業費 八千五百七十一圓四十一錢也

明細

人件費	一、七五三圓〇〇
交通費	二、六五四、六一
雜費	一、三四六、六一